

令和2年度（第10回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和3年1月12日（火）

第10回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和3年1月12日(火) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第49号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第50号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

1 番 尾鷲壽夫	2 番 小山喜行	3 番 坂本渡	5 番 柴田明夫
6 番 谷本昌平	7 番 角是明	8 番 中筋雄四郎	10 番 西謙讓
11 番 東地寧司	13 番 増本昌弘	14 番 山下敏文	15 番 宇井良子
16 番 地當久男	17 番 杉本百男	18 番 鈴木利朗	19 番 堤和之
20 番 深美剛一	21 番 山崎啓司	22 番 山田定男	

欠席委員

4 番 芝崎憲年	9 番 中村省一	12 番 福島雄一
----------	----------	-----------

出席職員

事務局2名 濱地、岡内

議長	<p>(西会長挨拶)</p> <p>まだ1名見えていませんが、時間が来ましたので始めたいと思います。皆さん新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。コロナの影響でこれまでとは異なつた年越しとなつたかと思ひます。それでは、ただ今から令和2年度第10回の串本町農業委員会の定例会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席届が出ている方は、4番 芝崎委員、12番 福島委員です。それから9番 中村委員は、連絡がありません。その内来るかどうかは分かりませんが始めたいと思ひます。</p> <p>そして署名委員には、1番 尾鷲委員、2番 小山委員のお二方を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日審議していただく案件は3件です。ご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速、議案審議に入つていきたいと思ひます。</p> <p>議案第49号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従ひ説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査報告をよろしくお願ひします。</p>
堤委員	<p>19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございせんか。</p> <p>今からこの現況の写真を回しますのでご確認をお願いします。</p> <p>皆さん、ご質問、ご意見はございせんか。</p>
谷本委員	<p>6番 谷本です。</p>

議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	こうなったら農地ではない、と判断する線引きみたいなものはあるんでしょうか。木がたくさん生えているような状態でないといけないのか、カヤだけでは非農地と出来ないのか、一つの目安みたいなものがあれば分かりやすいかと思うんですが。今の写真を見るとカヤとかそんなレベルなので中々農地でないというのは難しいかと。草を刈れば耕作できそうな感じではあると思います。農業委員会ではこういう場合は証明できるというようなラインみたいなものはあるのかな。
事務局	農地法第2条には、農地とは何かということが記載されています。誰が見てもここで農業をするのは無理だというレベルで山林化している場合など農地に戻すのが不可能と考えられる場合には非農地の証明を出していますが、判断基準についてこうであれば農地でない、というのを示すのは難しいと思います。
議長	経験を積んだベテランの農業委員さんであれば、現場を見ればある程度分かると思いますが、こういった現況であれば農地でないという判断が出来ると思います。現地調査委員と事務局で話し合いながら判断していただければと思います。
議長	他にございませんか。現地調査報告によると2条の承認は出来ないという内容でしたが、皆さんどうでしょうか。ご意見はございませんか。
谷本委員	6番 谷本です。
議長	6番 谷本委員。
谷本委員	これを農地でないと認めてしまうと他にもいくらかでも出てくると思います。遊休農地の問題もかなりありますし余談にはなるんですが、田並地区もとんでもない状況になって来ていますんで、これを認めると他の所が全て農地ではないということになると思いますんで私はちょっと認められないなと思います。
杉本委員	17番 杉本です。

杉本委員	<p>地元の方であれば耕作も可能だと思うんですが、この申請者は他県になっています。そういうのは耕作出来ないという事と関連性は認められないのでしょうか。</p>
議長	<p>農地法上は、持ち主の住所がどこにあってもあまり関係がなく、あくまで現地の状況がどうかで判断することになってくると思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>無ければお諮りいたします。</p> <p>議案第49号、現地調査委員のご意見のように2条としては認められないということで、皆さんにも写真でご確認いただいたとおり農地でないとは証明できないという判断となりました。ご異議はございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第49号は認められないということになりました。まあ却下ということですね。また、調査報告にあったように申請地の場所が確定できないようであれば本証明をすることは不可能と思いますので、事務局は申請を受ける時に場所を必ず確認するようにしてください。</p>
議長	<p>続きまして、議案第50号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査報告をよろしく願います。</p>
地當委員	<p>はい、16番 地當です。</p>
議長	<p>はい、16番 地當委員。</p>
地當委員	<p>(現地調査報告)</p>

議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>写真を見ていただいた通りです。皆さんからも笑いが出るくらいですね、もう一目瞭然と言いますか、もう分かるでしょう。谷本委員、どうですか。</p>
谷本委員	<p>はい、これはもう間違いないですね。</p>
議長	<p>ということで、これはもう問題外ということで認められないという結論でよろしいでしょうか。皆さん、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第50号は却下ということにいたします。続きまして、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくをお願いします。</p>
小山委員	<p>はい、2番 小山です。</p>
議長	<p>はい、2番 小山委員。</p>
小山委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p>

議長	<p>議案第51号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第51号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって、本日の用意いたしました議案審議を全て終了しました。ありがとうございました。事務局、何かございますか。</p>
事務局	<p>(古田地区の違法転用農地の現況について報告)</p> <p>午後1時53分 定例会終了</p>